

豊中市社会福祉法人等指導監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉事業等を経営する者が、社会福祉に対する豊中市民の信頼に応え、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）等（以下「関係法令等」という。）を遵守して、法第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）の運営及び社会福祉施設等（以下「施設等」という。）の経営を行うことに対して、調査、指導及び助言をすることにより、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業等の経営の確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導監査等は、前条の目的を達成するため、法人の運営及び施設等の経営が、自主的かつ自律的に行われることに配慮しつつ、必要に応じて調査、指導及び助言を行うものとする。

(対象・体制)

第3条 指導監査等の対象は、本市が所管する法人及び次の各号に掲げる施設等（以下「社会福祉法人等」という。）とする。

- (1) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設
- (2) 児童福祉法第7条及び子ども・子育て支援法第7条4項、第27条に規定する保育所
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条及び子ども・子育て支援法第7条4項、第27条に規定する認定こども園
- (4) 学校教育法第1条及び子ども・子育て支援法第7条4項、第27条に規定する幼稚園
- (5) 児童福祉法第6条の3第10項及び子ども・子育て支援法第7条7項、第29条に規定する小規模保育事業
- (6) 児童福祉法第6条の3第12項及び子ども・子育て支援法第7条9項、第29条に規定する事業所内保育事業
- (7) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する放課後児童健全育成事業等
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設

2 社会福祉法人等の指導監査等は、福祉部福祉指導監査課が実施する。

3 指導監査等の実施については、前項の規定するところにより、原則として2名以上の指導監査担当職員で行う。

(定義)

第4条 この要綱において、指導監査等とは、一般監査及び特別監査、指導監督とし、いずれも実地にて行う。

- (1) 一般監査とは、社会福祉法人等に対して、指導監査実施方針を踏まえて一定の周期で実施する指導監査をいう。
- (2) 特別監査とは、法人運営又は施設等の運営に重大な問題を有すると認められる場合及び不祥事が発生した場合、又はそのおそれがあると認められる場合等に随時実施する指導監査をいう。

(3) 指導監督とは、厚生労働省で定める基準を維持するため、児童福祉法第6条の3に規定する、放課後健全育成事業等を行うものに対する報告及び調査等をいう。

2 前項第1号の規定にかかわらず、法人運営又は施設等の運営について確認する必要がある場合は、随時指導監査を実施することができる。

(関係所管課との連携)

第5条 社会福祉法人等に対する指導監査に際しては、福祉部長寿社会政策課及び障害福祉課並びにこども未来部こども政策課（以下「関係所管課」という。）等と連携・協力し実施するものとし、必要に応じて関係所管課との情報交換等を行うものとする。

(実施方針・実施計画)

第6条 指導監査等の実施方針及び実施計画は、厚生労働省等が示す実施方針等を考慮して毎年度策定するものとする。

(指導監査等事項)

第7条 法人に関する指導監査事項は、次のとおりとする。

- (1) 運営管理に関する事項
- (2) 事業経営に関する事項
- (3) 会計管理に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

2 施設等に関する指導監査事項は、次のとおりとする。

- (1) 運営管理に関する事項
- (2) 会計管理に関する事項
- (3) 利用者等の支援に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

3 指導監督事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 運営管理に関する事項
- (2) 利用者等の支援に関する事項
- (3) その他必要と思われる事項

(現況の報告)

第8条 社会福祉法人の理事長及び施設等の設置者又は施設等の長に対しては、毎年6月末日までに、本市が指定する書面等にて、現況の報告を求めるものとする。

(実施方法)

第9条 指導監査等は、関係法令等に基づき、次の方法により実施するものとする。

- (1) 原則として実施日の概ね3週間前までに指導監査等を実施する社会福祉法人等に、実施日時その他必要な事項を文書により通知する。
- (2) 社会福祉法人等の事務所等において行う。
- (3) 関係書類をもとに、法人の運営、施設入所措置等の状況等について、関係者から事情を聴取するほか、必要に応じ関係施設、設備及び帳簿書類等を、実地に確認することにより行う。

2 特別監査については、実施の都度、その方法を定めるものとする。

3 指導監査等の実施にあたり、前条に定める報告以外に、社会福祉法人等に対し事前に資料の提出を求める

ことができる。

4 前3項の規定にかかわらず、関係法令等に基づき随時に、指導監査を実施することができる。

(講評)

第10条 指導監査等の講評は、指導監査等の終了後、関係者に対して行うものとする。

(指導監査等結果の通知)

第11条 指導監査等終了後、担当職員は、速やかに指導監査等の報告書を作成し、市長に報告するものとする。

2 指導監査等の実施結果については、当該法人又は施設等に対し、文書により通知するものとする。

(指導監査後の措置)

第12条 指導監査等を実施した結果、文書により是正又は改善を指示した事項については、期限を付して、その是正又は改善状況の報告を求めるものとする。

(関係行政機関との連携)

第13条 指導監査等の実施及び指導監査後の措置については、必要に応じて関係行政機関と連携を図り実施するものとする。

(指導監査連絡会)

第14条 指導監査等の円滑な実施とその実効を期するため、指導監査連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

2 連絡会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、指導監査等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月2日から施行する。